

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

- 1 震災が発生した場合の対応
- 2 児童・生徒等の避難誘導
- 3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制
- 4 特別支援学校における対応
- 5 学校施設・設備の安全確認と対応
- 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

第2 避難所等としての対応

- 1 概要
- 2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応
- 3 一時滞在施設としての対応
- 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応
- 5 応援態勢
- 6 ボランティアの活用等

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒等の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒等の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

（1）災害発生時における学校危機管理体制

ア 学校灾害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生した際、教育庁災害対策本部が設置されると校長を本部長とする学校灾害対策本部を設置することとなる。なお、校長が不在のときは、予め指定する代理の者を本部長とする。（代理の者は事前に複数指定の上、順位付けを行う。）

教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切である。年度の初めなど、全教職員による確認・周知を徹底する。

○在勤時…以下のイからキに従って従事する。

○出退勤時、出張・休暇時や夜間・休日

交通機関や道路の状況など被災の状況によるが、自宅・家族の安全を確認の上、可能な限り勤務先に出勤して、以下のイからキに従って従事する。

イ 情報連絡活動

① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒等、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、確実な情報であること及び通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。インターネットは災害時等に比較的強いとされているので、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNS、保護者コミュニケーションシステムや学校HPなどを活用した情報発信など、様々な手段を検討しておく。また、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

(必要とする情報内容及び収集・提供手段の例)

| 情報内容 | 収集手段 | 提供手段 |
|--|---|--|
| 災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ライフライン、交通機関等の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁災害等緊急連絡システム ・災害対策本部からの情報、防災無線 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒等からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機、連絡用アプリケーションなど多様な手段を適時活用した情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板等への表示。 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機、連絡用アプリケーションなど多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。 |

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒等、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。

発災時に、「第1編第1章第1の非常時の組織体制」における東京都災害対策本部が設置された場合には、別添資料3-3-1「東京都教育委員会災害対策要綱」に基づき、区市町村教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、区教育委員会にあっては直接、市町村教育委員会にあっては教育事務所又は出張所長を経由して東京都災害対策本部教育長に報告するものと規定されている。

このため、東京都災害対策本部が設置された場合は、直ちに、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

東京都災害対策本部設置時以外で、災害等により、学校の施設及び児童・生徒等への被害が発生した場合は、別添資料3-9-1「事故発生報告等事務処理要綱」の規定に準じて、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会を通じて、同要綱別表に掲げる報告すべき事項に対応する連絡・報告先に報告する。

ウ 避難誘導

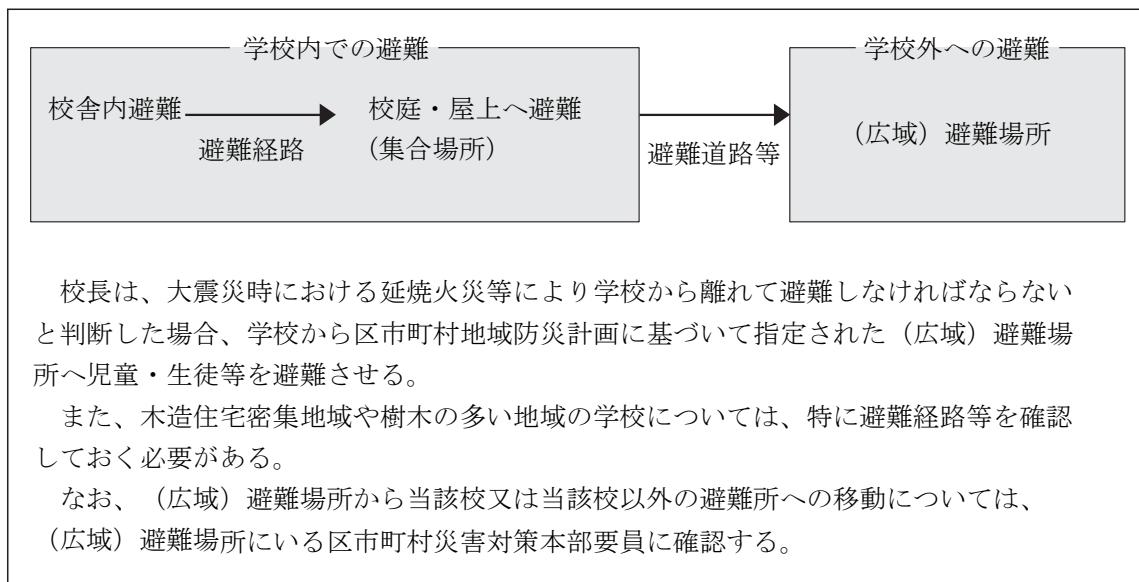
児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要である。

- ・地震感知（揺れを感じ、緊急地震速報を受信）と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- ・その後、校内より安全な場所（校庭等）へ避難する「二次避難」
- ・津波や延焼火災などの二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童・生徒等がどこにいるか（普通教室、特別教室、校庭等）によって取るべき行動が異なる。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、複数の候補から選択することが必要な場合がある。

発災時にこうした対応を円滑に行うためには、教職員が実施すべき事項や児童・生徒等の対応、避難に関する判断などを簡潔・具体的にフロー図などの形で整理しておくことが望まれる。この地震発生直後のフロー図は、授業中に地震が発生した場合のほか、休み時間中、部活動中などいくつかのパターンを考えておくことも必要である。

児童・生徒等の避難誘導（指針）等については、「2 児童・生徒等の避難誘導」以降参照



エ 校内の消火・巡視

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取ることになるので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておく。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておくと、より効果的である。こうしたフロー図は、毎年行なうことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできるので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくと良い。

万一、出火した場合は、自動火災報知機等の受信盤により火元を確認し、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視に当たっては、＜行方不明の児童・生徒等の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

ガスの匂いがする場合には、窓を開けるとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。

(巡回点検場所・項目の例)

| 月　日　時　分～　時　分 | | | | | 担当者氏名 | | 担当者氏名 | |
|--------------|-------|---------------|------|-------|---------|--------|---------|------|
| 点検場所 | 異常の有無 | 点　検　項　目 | | | | | | 特記事項 |
| | | ストーブ・火気・ガスの元栓 | 柱の亀裂 | 天井の破損 | 照明器具の破損 | ガラスの破損 | 器具の転倒状況 | |
| 校長室 | 有・無 | 確認済・未 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| 給食調理 | 有・無 | 確認済・未 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| 音楽室 | 有・無 | 確認済・未 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| 廊下 | 有・無 | 確認済・未 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |

注 (1) 巡回して、危険場所には立ち入り禁止の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。

(2) ガスの匂いがする場合、窓を開けるとともに、ガス供給会社へ連絡する。

才 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出ることが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒等に対しては救護の補助を依頼する。

校庭・屋上等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

力 搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある緊急時持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

(非常持出品等の例示)

| 非 常 持 出 品 | 搬出担当者及び搬出方法 | 搬 出 場 所 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等・教職員・児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード・ホイッスル、メガホン（ハンドマイク）、学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ、乾電池・携帯テレビ・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話）・災害時用公衆電話・可搬型Wi-Fi・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」）、設備機器等応急工具類）、校内地図、マンホールトイレ用の便器・テント等の備品・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器・消火器　・防犯カメラ・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など・A E D　・担架・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機・ろうそく　・電池式ランタン・簡易トイレ　・携帯トイレ　・衛生用品 | <ul style="list-style-type: none">・副校長、経営企画室職員等・持出用ザック等により搬出 | <ul style="list-style-type: none">・（広域）避難場所等 |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・毛布、寝具　・防寒・避暑用品 ・学校沿革史 ・職員人事関係書類 ・卒業証書授与台帳 ・指導要録 ・救急用品 ・学校図面等（災害対応に必要な設備等の配置図、校地・校舎平面図、災害対応等記録用紙） ・TAIMS端末、モバイルバッテリー等（情報連絡手段に活用できるもの） <p>など</p> | | |
|--|--|--|

キ 避難所管理運営への支援

災害時における避難所の開設・運営は、区市町村の災害対策本部が防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則である。学校は、児童・生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、避難所の開設・運営に協力する。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、区市町村の防災担当者や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・態勢等について、学校危機管理計画に項目を設けて記載する、若しくは学校危機管理計画とは別に「避難所開設・運営マニュアル」などの形で整理しておく。

また、校長は、学校災害対策本部の組織のうち「他班への応援要員」を主として（例えば、校庭に避難した時点で）避難所支援班を設置する。避難所支援班は、学校が避難所となる場合の避難所開設、管理運営の協力・支援に当たる。

詳細については、「第2 避難所としての対応 2 発災時別児童・生徒誘導・避難住民への対応」を参照のこと。

2 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人一人を把握し、避難誘導に努める。

教 職 員 の 避 難 誘 導 の 指 針

児童・生徒等の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も(「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」)を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。
なお、出席簿及び緊急連絡用(引渡し)カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

発災時別の避難誘導（例）

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

| | | | |
|----------------------------|------------|---------------|----|
| 発 災 時 の 区 分 | 児童・生徒等が在校中 | 校舎内での避難 | →① |
| | | 校庭・屋上等への避難 | →② |
| | | (広域) 避難場所への避難 | →③ |
| | 休日・夜間 | | →④ |
| | 登下校時 | | →⑤ |
| | 校外活動中 | | →⑥ |

① 校舎内での避難

| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
|---|--|--|
| ○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。) ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 ・蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。 | ○児童・生徒等に安心させるような声をかける。 (授業中、給食中) ○教室・特別教室の場合 ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 | ○身を守る。 ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。 ・防災頭巾、防災ヘルメット座布団等で頭を保護する。 |
| ○児童・生徒等の状況 ・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。 ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。 | ○体育館、校庭、屋上、共有部分の場合 ・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。 (休み時間、放課後) | ○その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後。）。 |
| | ○教職員がいる場合 ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒等を含む。）。 | ○授業中、給食中などの行動と同じ。 |
| | ○教職員がない場合 ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合 ・廊下、階段の場合 | ※教職員がない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。 階段：その場で腹ばいになり又は手すりにつかまり転落を防止する。 |

| ② 校庭・屋上等への避難 | | |
|---|---|--|
| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
| ○主要震動終了 ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 | (授業中、給食中) ○教室・特別教室の場合 ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を避け、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、座布団、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ○体育館、校庭、屋上の場合 ・教室・特別教室の場合と同じ。 ・校庭の場合、液状化していない場所に集める。 | ・教職員の指示に従う。 ・上履きのまま、防災頭巾、防災ヘルメット、座布団、カバン等で頭を保護し、何も持たないで、校庭・屋上への避難に備える。 ・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。 ・教室・特別教室の行動と同じ。 |
| | (休み時間、放課後) ○教室に教職員がいる場合 ・授業中、給食中の場合と同じ。 なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保も図る。 | ・授業中、給食中の行動と同じ。 |
| | ○教室に教職員がいない場合 ・担任は、原則として受持ちの教室に行く。 なお、担任している児童・生徒等だけではなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。 | ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 ・教職員の指示に従う。 ・授業中、給食中の行動と同じ。 |
| | ○廊下、階段に教職員がいる場合 ・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒等への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。 | |

続く ② 校庭・屋上等への避難

| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
|---|---|--|
| <p>○大きな揺れの後で、児童・生徒等の心が動搖している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起ることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p> <p>○本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では、崖崩れが発生する。</p> | <p>○校庭に教職員がいる場合 ・液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。</p> <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合 ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。</p> <p>○校庭、屋上等に教職員がない場合 ・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒等の安全確保を図る。</p> <p>○本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。</p> <p>[避難開始等]</p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ・津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。 ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。</p> <p>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 <p>※教職員がない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培育する。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：おさない 「か」：かけない 「し」：しゃべらない 「も」：もどらない ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通って避難する。 ・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通って避難する。 ・体育館の場合：速やかに並び避難する。 |

続く ② 校庭・屋上等への避難

| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
|---|--|--|
| <p>○一時（いっとき）集合場所、避難所に指定されている場合、校庭は、避難して来る住民や幼・小・中学校の児童・生徒等を引き取りに来る保護者等により、混乱が予想される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒等の避難を優先させる。 ・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。 ・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。 ・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。 <p>○教職員は、トイレ等に児童・生徒等が残っていないかを確認する。</p> <p>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡班は行方不明者の捜索を行う。 ・救護班は負傷者の応急手当をする。 ・連絡班は児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。区市町村立学校は都立学校に準じて当該区市町村教育委員会に報告をする。 ・連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。 ・救護班は救助を必要とする児童・生徒等がいる場合は、消防署などへ救助要請するとともに、共助による救護活動を行う。 ・ラジオ等で情報を収集する。 <p>○避難者、保護者の対応に当たる。</p> <p>○児童・生徒等の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒等を保護者等へ引き渡す。 ・発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなってしまった児童・生徒等の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に | <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等を皆でかい、助け合う。 <p>○校庭・屋上等に集合したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を降ろして低い姿勢で待機する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が引取り又は避難して来る。 <p>・それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>児童相談所に引き継ぐ。</p> <p>○中学校、中等教育学校、高等学校の生徒に対し、初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。</p> | |
|--|--|--|

| ③（広域）避難場所への避難 | | |
|---|---|---|
| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
| ○二次災害等（火災、崖崩れ等）で学校が危険にさらされる。 | <p>○避難の際の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒等に対して教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。 ・自力で避難できない児童・生徒等の実情にあわせて介添者を決め、級友の助力により避難できるように指導する。 <p>○（広域）避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒等の人員を点呼する。 <p>○集団の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮（校長）、学年指揮（学年主任）、学級指揮（学級担任） <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。 <p>・（広域）避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p>・（広域）避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒等がいる場合は、捜索する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 ・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない人をみんなでかばい、助け合う。 ・防災頭巾、防災ヘルメット、かばん等で頭部を守りながら行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難途中に負傷した方がいたら、みんなでかばい、助け合う。 <p>○（広域）避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 |
| ○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。 | | |

| ④ 休日・夜間等に発災した場合の対応 | | |
|--|---|--|
| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
| <p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 | <p>[都立学校教職員の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。 | <p>○寄宿舎で生活している場合 ・教職員の指示に従い行動する。</p> <p>○クラブ活動等で在校中の場合 ・部活担当者の指示に従い行動する。</p> <p>○家庭等にいる場合 ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。</p> |
| <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。 | <p>○教職員は、学校や寄宿舎にいる児童・生徒等の安全確保を最優先する。</p> | |
| <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、 ・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 | |
| <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> | <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者(TEPRO)へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。 ・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。 |

| ⑤ 登下校時に発災した場合の対応 | | |
|--|---|---|
| 時間の経過（状況等） | 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
| <p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 <p>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</p> <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起ることが予想される。</p> | <p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭・屋上に避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 <p>それ以降については、在校中の場合と同じ。</p> <p>○津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p> | <p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手近なカバンや上着等で頭部を守る。 ・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。 ・運転手・駅員等の指示に従う。 <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。 ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。 |

⑥ 校外活動中(日帰り・宿泊)に発災した場合の対応

校外活動中に災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければならない。また、災害の渦中では、学校に残る管理職と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もある。そのため、学校危機管理計画に定めた具体的な対応を確認し、教職員や児童・生徒等の共通認識としておくことが必要である。

また、校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まつたら、直ちに実地踏査で確認し、挙行届に記載している最寄りの一時（いっとき）集合場所、避難所に避難する。

なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。）。

また、教職員は、児童・生徒等の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒等に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

交通機関の不通等が生じた場合は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒等の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。

3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制

(1) 通学路、通学経路の安全確認

学校（高等学校を除く。）は、登下校時に発災した場合に備え、区市町村教育委員会、警察署・道路管理者、地域の方々と連携の上、児童・生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板など、危険箇所の把握などを行う。高等学校の生徒及び特別支援学校の一人通学生においては、生徒に保護者と相談の上、通学経路の安全性や災害時における登下校時の避難方法を検討させる。その際、通学経路の近くにある一時（いっとき）集合場所、（広域）避難場所、避難所を確認させる。

なお、学校は、児童・生徒等が、登下校時に発災した場合の身の安全を図る方策や連絡手段について、家庭において十分話し合うよう保護者に理解を求める。

(2) 小学校の保護者への引渡し

校長は、あらかじめ定めてある保護者又は、緊急連絡用（引渡し）カード記載の引取人へ、あらかじめ定める引渡し方法により児童・生徒等を帰宅させる。引渡しの開始を周知する方法としては区市町村の防災行政無線（区市町村単位で引渡しを実施する場合）による放送を区市町村災害対策本部へ依頼する（学校単位による引渡しについては、原則として、防災行政無線による放送はできない。）。

小学校において、引渡しは原則として担任が当たるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

(3) 中学生の帰宅方法

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等の各種メディアを使用した、生徒の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、学区域地区担当の教職員に地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。ただし、保護者が在宅する場合に限る。

なお、状況によっては、小学生と同様、保護者への引渡しを行う。方法については、小学校に準ずる。

(4) 高校生の帰宅方法

校長は、正確な交通機関の運行状況、学校周辺の被災状況等の情報収集に努め、生徒が安全に帰宅できるかを判断する。

ただし、保護者と連絡が付き生徒を帰宅させるに際しては、収集した情報を伝えるとともにあらかじめ定めてあるグループ下校、震災の状況によっては保護者への引渡しなどの方法に基づき帰宅させる。なお、生徒は帰宅後、自宅に着いた旨を、担任または教職員まで報告させる。

帰宅途中に交通事情等により、帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか又は帰宅途中の一時集合場所等へ緊急避難することを指導する。

なお、学校に戻った場合には、担任又は他の教職員まで報告させる。

(5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

児童・生徒等が在校中で震災が起き、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れるま

で学校で保護する。保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなってしまった児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中などで、学校が児童・生徒等の安否確認を行う中で保護者等が亡くなつたことが判明した場合は、担任等が早急に駆けつけ、同様に保護を欠くこととなつた児童・生徒等を児童相談所に適切に引き継ぐとともに学用品等の補助を適切に行う。

(6) 登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等又は下校途中で学校に戻つて来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

特別支援学校では、スクールバスの情報が即時に学校に入るよう連絡体制を整えておくとともに、運行状況により地域の情報を収集する。スクールバス運行中の発災の場合は、バスを停止させ、道路状況、災害状況等をカラーラジオで情報収集し、学校と携帯電話等で連絡を取りながら、学校に戻るか否かを臨機応変に対応できるよう、委託業者と調整しておく。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所、避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。

(7) 児童・生徒等の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、3日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このことから、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ等のほか、災害につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等管理に万全を期しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、幼児、児童及び生徒を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒等の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒等を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、保護者コミュニケーションシステム、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を適時活用する。

<教職員の主な役割>

- ・ 保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等に、今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・ 児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。

- ・ 状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

4 特別支援学校における対応

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じたものとする。
ただし、障害校種等の違いによって配慮を要するので以下にポイントを記す。

(1) 視覚障害特別支援学校

- ・ 視覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 教員は、幼児・児童・生徒等を安心させるために声をかけ続ける。
- ・ 避難の際は学級や学年単位でまとまり、声をかけ合ったり、手を引いたり、協力し合って避難する。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に声をかけて（視覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

(2) 聴覚障害特別支援学校

- ・ 聴覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 聴覚障害からくる情報不足を視覚に訴えること（点滅灯、旗、視覚情報機器等）により補う。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に合図をして（聴覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

(3) 肢体不自由特別支援学校

- ・ 児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮をするとともに医療的なケアを含め、障害の程度や発達段階に応じた安全を確保し、健康を保持する。
- ・ 車いすや移動補助装具への配慮をし、安全な避難経路を確保しておく。
- ・ 児童・生徒等の外出時には、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

(4) 知的障害特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 児童・生徒等を指示に従わせて落ち着いて行動させる。
- ・ 登下校時に発災においては、一人通学生の避難は、警察等の指示に従い一時避難をし、学校や家庭と連絡を取るように指導する。また、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

(5) 病弱特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 健康観察を直ちに行い、病状の変化があった場合には、校医、養護教諭と共に応急措置をとるとともに、病院との連携を迅速に行う。

(6) 寄宿舎

- ・ 寄宿舎指導員は、直ちに児童・生徒等の部屋を回り、人員の確認をする。揺れが収まった後、児童・生徒等を安全な場所へ誘導する。

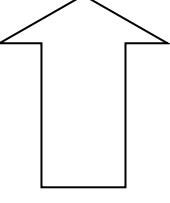
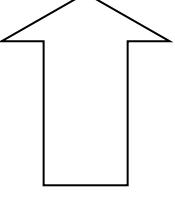
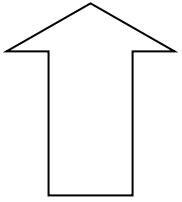
(7) 分教室

- ・ 病院等の職員と共に児童・生徒等の安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。

(8) 訪問教育の場合

- ・ 保護者と共に、児童・生徒等の安全を確保し、病状の変化があった場合には病院等との連携を迅速に行う。

学校危機管理計画に基づく、学校が保護者へ周知するため作成する状況別対応一覧（例）

| パターン | 生徒在校中 | 生徒登下校中 | スクールバスによる登下校 | 校外活動時 |
|---|---|--|---|---|
| 【状況①】 学区域または 都内で 大きな被害 バス・電車とも 不通 電話・メールが 不通 | <ul style="list-style-type: none"> ○大きな被害がでていますので、引き渡し体制をとります。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒は自宅か学校の近いほうに向かいます。電車・バスに乗車中はその指示に従います。帰宅してこない場合は通学経路を確かめながら、学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○状況により、停止しているか、学校に戻るか、避難が可能な場所に移動します。道路状況を判断してバス経路を確かめながら学校へ引取りに向かってください。 ○登下校時とも、発車前に地震が発生した場合は運行を中止します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○遠い場所で地震・災害に遭遇した場合は、そこで避難します。配布された「行事のお知らせ」で目的地・避難場所等を確認し迎えの準備をしつつ、学校と連絡が取れるまで家庭で待機してください。 ○学校と近い場合は、安全を確認して学校に戻りますので、学校へ引取りに向かってください。 |
| 【状況②】 学区域では大 きな被害はないが、他地域 で大きな被害 バス運行・電車 不通 電話・メールが 不通 | <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じ、学校での活動は継続しますが、帰宅困難等が予想されます。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで、学校で保護します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○同上  | <ul style="list-style-type: none"> ○道路状況に問題がなければ、そのまま運行するか、教員が同乗して運行します。バス停でお待ちください。 ○登校時の発車前に地震が発生した場合、運行を中止することがあります。 ○下校時はバス停に迎えがなければ学校に戻ります。学校へ引取りに向かってください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○同上  |
| 【状況③】 学区域では大 きな被害はないが、他地域 で大きな被害 バス・電車とも 運行 電話・メールが 不通 | <ul style="list-style-type: none"> ○下校時刻を目処に学校へ引取りに向かってください。 ※生徒は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の帰宅を待ってください。 ○帰宅時間を過ぎても帰ってこない場合は学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は連絡手段が復旧するまで学校で保護します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○同上  | <ul style="list-style-type: none"> ○校外行事を取りやめ、状況を判断して学校に戻ります。周辺の状況を確認して学校へ迎えに向かってください。 ○地震発生時に解散場所へ迎えに向かっていた方は、解散場所を確認した後、学校へ向かってください。 |
| 【状況④】 下校時刻まで に交通機関や 通信網も復旧 バス・電車とも 運行 電話・メールが つながる | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒は通常下校します。状況によって学校より連絡します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒は登下校を続けます。状況によって学校より連絡します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○そのまま運行します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○校外活動を取りやめ、学校に戻る可能性があります。状況によって学校より連絡します。 |

※ なお企業等において一斉帰宅抑制に係る指示が出ている保護者の方は、その指示に従うものとします。

地震災害 視覚障害及び聴覚障害特別支援学校の対策概要

■児童・生徒等在校中

| 状況の想定 | 教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動 |
|-----------------------------------|--|---|
| (突然の大揺れ) 教室、特別教室、体育館（教職員が近くにいる場合） | ○落ち着いて行動するように言葉かけ（手話等を含む）をして安心させる。 ○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむように指示する。 ○体育館、校舎の側では頭、首を防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物か両手）でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。 | （視覚障害特別支援学校では） 周囲の状況が平常時とどのように変化したのかを把握することは難しいので、簡潔に状況を説明しながら具体的な行動を指示していく。 （聴覚障害特別支援学校では） 教員と児童・生徒等ができるだけ近くに集まり指示が伝わるようにする。揺れが収まったら状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに動くことを指導する。 |
| 大揺れが終息する。 | ○棚、ロッカーから離れるよう指示する ○勝手な行動をしないよう指示する。 ○人員の確認をし、手分けして残留児童・生徒等がいないかを確認して歩き、児童・生徒等を安全な位置に誘導し、落ち着かせる。 ○負傷者の収容と手当。 | ○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。 ○教室の外へ出て行かない。 ○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。 ○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。 ○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。 ○校舎外にいる児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。 |
| 余震に備える。 | ○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始する。 火の始末（都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ）／出火の確認（化学薬品など）／負傷者の確認／閉じ込められていないか確認／保健室のスタンバイ／危険箇所の発見と立入り規制設定（特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など〕／鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検）特別教室の安全点検／避難経路の安全確認 ○出火発見の場合…大声で周知消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、生徒の安全誘導 ○児童・生徒等を校庭へ避難集合させる（降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。）。 | 避難の際の注意事項 （視覚障害特別支援学校では） ①児童・生徒等が前の児童・生徒等の肩につかまるなどして、はぐれないようにする。 ②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練をしておく。 （聴覚障害特別支援学校では） ①児童・生徒等が光などの警報合図ですばやく行動できるようにする。 ②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練をしておく。 |
| 火災拡大、余震による崩壊危機→避難 | ○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施 | |
| 学校宿泊時の対策 | ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 | |

地震災害

知的障害特別支援学校の対策概要

■ 児童・生徒等在校中

| 状況の想定 | 教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動 |
|--|---|---|
| 突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こる者、外へ飛び出そうとする者、動けなくなる者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。) | ○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。 ○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。 ○体育館、校舎の側では頭、首を防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物か両手）でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。 ○棚、ロッカーから離れるよう指示 ○パニックを起こしやすい子、不安定な児童・生徒等はしっかりと手をつなぐなどして安心させる。 ○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒等がいないかを確認して歩く。 ○負傷者の収容と手当 | ○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。 ○教室の外へ出て行かない。 ○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。 ○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。 ○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。 |
| 大揺れが終息する。 | ○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末（都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ）／出火の確認（化学薬品など）／負傷者の確認／閉じ込められていないか確認／保健室のスタンバイ／危険箇所の発見と立入り規制設定（特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など〕／鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検）特別教室の安全点検等／避難経路の安全確認 ○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒等の安全誘導 ○校庭への避難集合指示（降雨、降雪、強風の気象下では別途指示を与える。） | ○校舎外にいる児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。 |
| 余震に備える。 | ○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施 | |
| 火災拡大、余震による崩壊危機→避難 | ○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施 | |
| 学校宿泊時の対策 | ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 | |

避難の際の注意事項

- ①パニックを引き起こしやすい児童・生徒等は、まずは座らせて落ち着かせることが大切
- ②安全な場所まで移動するまでは教員は児童・生徒等の手を握って一緒に歩くようとする。
- ③いざという時に迷わないよう日頃からの訓練を継続する。

地震災害

肢体不自由及び病弱特別支援学校の対策概要

■児童・生徒等在校中

| 状況の想定 | 教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動 |
|---|--|---|
| (突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こったり、発作を起こしたり、体調が急変したりする者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。) | ○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。 ○教室では、児童・生徒等を教室の中央に集める。 ○体育館、校舎の側では壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように移動させる。 ○棚、ロッカーから離れるよう移動させる。 ○勝手な行動をしないよう指示する。 | ○自力で移動可能な児童・生徒等も教室の外へ出て行かない。 ○車いすを使用している児童・生徒等のうち、上肢が動かせる者は頭部等の保護をする。 ○自力で移動可能な児童・生徒等は壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。 ○自力で移動可能な児童・生徒等は棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。 |
| 大揺れが終息する。 | ○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与える、残留児童・生徒等がいないかを確認して歩く。 ○負傷者の収容と手当 | ○校舎外にいる自力で移動可能な児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。 |
| 余震に備える。 | ○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末（都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ）／出火の確認（化学薬品など）／負傷者の確認／閉じ込められていないか確認／保健室のスタンバイ／危険箇所の発見と立入規制設定（特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など〕／鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検）特別教室の安全点検等／避難経路の安全確認 ○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒等の安全誘導 ○児童・生徒等を校庭へ避難集合させる（降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。）。 | 避難の際の注意事項 |
| 火災拡大、余震による崩壊危機→避難 | ○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施 | ①生徒を移動させる際は、ストレッチャー、車いす、教員が背負うなど一人一人に合った対応をとる。 ②移動の際は酸素マスク、チューブなどの状態を常に点検し、慎重に移動させる。 ③児童・生徒等の健康観察を常に行い、容態の急変に気を付ける。 ④医師、看護師等と連携を取り、児童・生徒等の健康状態に気を付ける。 ⑤いざという時に迷わないよう日頃からの訓練を継続する。 |
| 学校宿泊時の対策 | ○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施 ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 | |

(9) 特別支援学校における一人通学登下校中の対応

| 校長・教職員の対応・行動 | 児童・生徒等の行動等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○出勤途中の場合は、所属校に向かう。 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○手近なカバンや上着等で頭部を守る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。 <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが収またら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭に避難するよう指示する。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 <p style="margin-left: 20px;">↓</p> ・所在不明な児童・生徒等については連絡班に状況を確認する。 <p style="margin-left: 20px;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（なお不明な場合）保護者に連絡・確認する。 <p style="margin-left: 20px;">↓</p> ・（なお不明な場合）登下校コース付近の避難所等に連絡・確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○電車・バス車中は、運転手・駅員等の指示に従う。 ・徒歩の際は、垂れ下がった電線に近づかない。 ・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ○身動きが取れない場合、周囲に対して援助を求め、安全な場所への誘導をお願いするなど、自らの身を守るための行動を起こす。 ・連絡先等を記したヘルプカードを、周囲に提示する。 ・周囲に合図、声掛けをして、自分の障害の状態等を知らせる。 ・負傷した場合、大きな声を出すなどして、近くの人に助けを求める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等の所在確認は、あらゆる手段を用いて行い、所在が判明した場合は直ちに現場に出向き、救護と状況確認を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。 | |

(10) スクールバスでの登下校に係る対応

■児童・生徒等在校中に大地震発生の場合

○運行不可能の場合

学校災害対策本部設置→家庭と連絡をとる→引渡し場所、時間等について確認する。

■登下校途中で大地震発生の場合

1 運行の可否を見極める

○運行可能の場合

[登校中] スクールバス添乗員等は安全を確認しながら、学校と携帯電話等で連絡をとり、そのまま学校へ進むことについての指示を受ける。安全を確認しながら、また、学校から指示を受けながら移動する。警察や消防など公的防災機関の指示に従う。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ進む。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

[下校中] 学校と携帯電話等で連絡をとりながら進行する。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ戻る。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

○運行不可能の場合（「立ち往生」状態）

一般道路の車両通行は、地震の大揺れを感じたときは、静かに左端に寄せて停車し、カララジオで情報を聞きながら待機することになっている。運転、進行は警察や防災関係機関に制止される。

スクールバス（以下「SB」という。）も例外ではない。同乗責任者又は運転者は本校と携帯電話等で連絡をとり、指示に従う。警察や防災関係機関の指示があるときは、その内容を学校に連絡し、居場所や車内の状態を伝達する。

2 学校災害対策本部の役割

(1) SBの停車位置を確認する。その付近の避難場所を照会、認識する。

(2) 地図を用意し、災害時連絡用通話機などを活用し、停車位置をマーク、移動があれば印を落として記録する。運行表と照合し、追跡する。

(3) 児童・生徒等の欠席の届出等を確認し、乗車している児童・生徒等と照合する。

3 家庭への電話連絡

児童・生徒等を保護している場所（学校又は避難所）について、保護者に連絡する。

4 自転車若しくは徒歩による現場への支援

各コースのSB係が、停車地点へ赴き、状況を把握し、学校災害対策本部に連絡する。

5 学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡回の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

(1) 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡回時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡回点検場所・項目一覧等を持って、校内を巡回する。

ア 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科調理室・給食調理室等）を優先的に巡回し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。

イ 都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していないくとも、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるので、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行い、都立学校教育部に危険度判定を要請する。

ウ 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊のおそれがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるので、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。被害の状況判断が難しいようであれば、学校経営支援センターに相談する。さらに、破損箇所の修繕を都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に依頼する。

エ 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る（図1参照）。

オ 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。

カ エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする（連絡先を災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。）。

キ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。

ク 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。

なお、復旧させる必要があり、かつ、危険ではない箇所は復旧させる（図2参照）。

ケ 都教育委員会は、平成21年3月に「震災時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」を、平成22年6月に「震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」を其々の協会及び協同組合と締結している。必要に応じて所管の東京電業協会又は東京都塗装工業協同組合に要請する。

(2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、避難所等として使用する際、応急的に応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合には、総務部総務課に判定実施の支援を要請する。

ア 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。

イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

図1

窓ガラスにシールをはる。

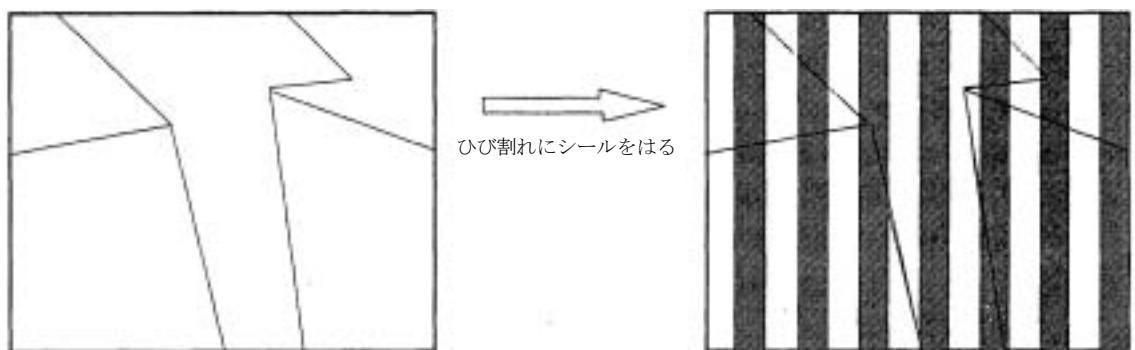
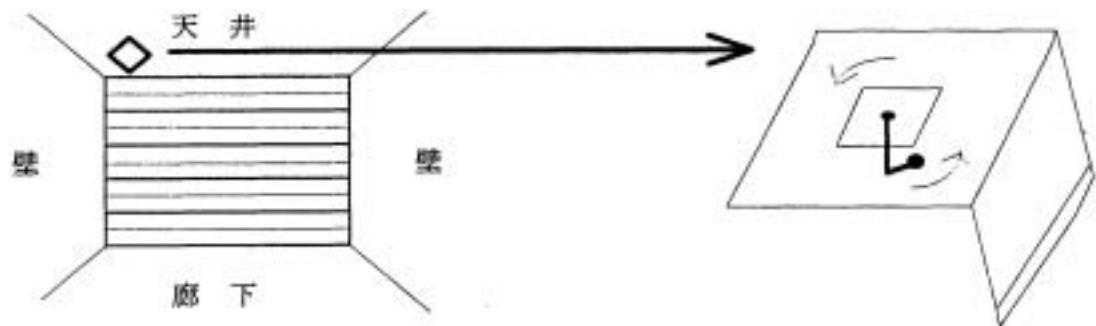


図2

防火シャッターそばの天井又は壁にあるふたを開け、ハンドルを回して（又はチェーンを引き出して）シャッターを巻き上げる。



6 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校では、ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。

なお、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会及び区市町村防災主管部局の定めるところによる。

(1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスにはガスマーティー付近に地震を感じ遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

ア 地震発生時の対応

<ガス遮断機能が無い場合>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスマーティーの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

<ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

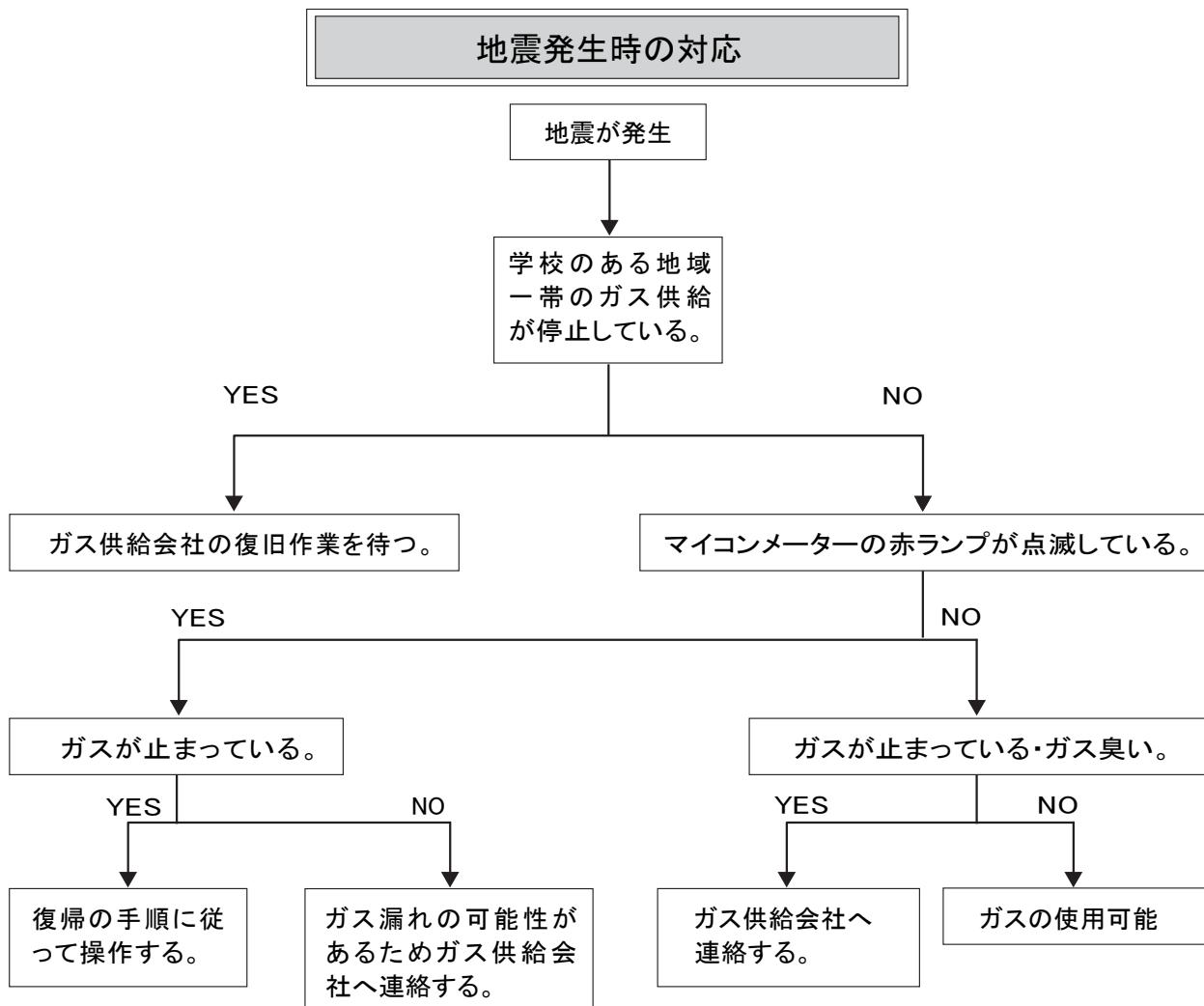
「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスマーティーの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

④ マイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

■ 注意 赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。



2 参考

<都市ガスの安全装置>

原則として、120号※1以下のガスマーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスマーター（以下、マイコンメーター）である。マイコンメーターは震度5強相当以上※2の揺れを感じたときにガスを遮断する※3。マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、次の場合には遮断を行わない。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合

ただし、平成10年1月以降に製造された1～6号メーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず震度5強相当以上で遮断する。

※1 号数とは、ガスマーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（m³）のことを示し、120号=120m³/hとなる。一度に使用するガスの量が増えると号数も大きくなる。号数はメーターの刻印若しくはガス供給会社に問い合わせることで確認できる。

※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するので、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。

※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

(2) LPガスの安全確認等

ア 火の始末

使用中のガス器具の器具栓、元栓の閉止 → 出火した場合は直ちに消火

イ ガス管理

メータガス栓・容器収納庫等に設置しているLPガス容器バルブの閉止

- 地震感知器内蔵マイコンメーターや対震自動ガス遮断機が別途設けられていても、容器周りのガス漏れ対策上から容器バルブは閉止する必要がある。

容器転倒防止装置の確認

- 容器収納庫の鍵の管理に注意する。

ウ 校舎内外の点検及び復旧

ガス漏等の点検実施 → LPガス販売業者へ緊急点検の要請 → 使用可能の認定 → 使用再開

- 地域によっては、区市町村からLPガス使用禁止の要請がされることもあり、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意する。
- LPガス販売業者への非常時連絡先はあらかじめ調べておく。また、当該販売業者も被害に遭うなど、緊急点検等に応じられないことも予想される。当該業者に代わり、緊急点検を行える者の連絡先も併せて調べておく。

(3) 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

ア 安全確保

校内受変電設備には絶対にさわらない。このことは遵守する。

水に浸かった電気器具の使用禁止
切れた電線には絶対にさわらない。
コンセントからプラグを抜く。

二次災害防止のため、児童・生徒等
や避難者に対し指導、周知する。

イ 緊急点検

NO

発電後停止し、数分後に復旧した → 担当の自家用電気工作物保安管理業者へ
緊急点検要請 ※(3)に続く。

YES

校内電気設備を点
検し、異常の有無

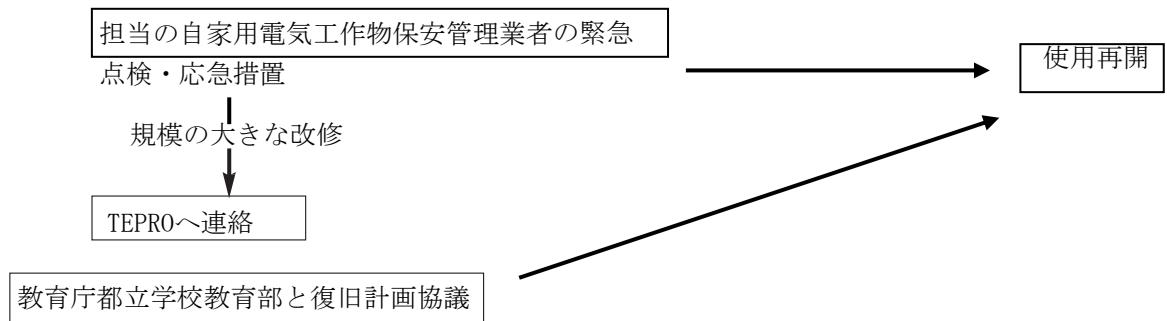
有り

(非常時連絡先へ事前確認)

なし → 使用再開

- 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

ウ 復旧



- 緊急点検の要請を受け、出動してきた自家用電気工作物保安管理業者は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。
- 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を自家用電気工作物保安管理業者に提供する。
- 自家用電気工作物保安管理業者の点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、TEPROに連絡し、（社）東京電業協会等により修理を行う。
- 天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧についてTEPROに連絡し、東京都塗装工業協同組合により修理を行う。

エ 学校が避難所となった場合

- ① 避難者への要請
 - 電気器具の勝手な使用は停電のおそれがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員（自家用電気工作物保安管理業者を含む。）の指示に従う。
 - 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。
- ② 東京電力（株）への連絡
 - 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

（東京電力（株）では、どの学校が避難所となっているか把握していない場合がある。）

※東京電力ホールディングス(株)では、「東京都地域防災計画」との整合性をとりながら「防災業務計画」(令和5年4月修正)を策定しており、これに基づき防災体制の確立、災害予防、災害応急対策、災害復旧業務等に当たるとしている。

① 電力供給体制と電力設備の耐震性

(a) 電力を供給する送電系統は複数の送電線からなっているため、片方のルートに故障が発生しても、連携している別のルートからの送電が可能となっている。

また、他の電力供給会社の電力系統と連携しているため、緊急時には供給応援を受けることもできる。

(b) 発電設備・変電設備・配電設備等の耐震性は、大規模な地震に耐えられるよう造られている。しかし、火災や建物倒壊などが生じた場合は、その影響により供給設備にある程度の被害が生じることも考えられる。

② 復旧業務について

平常時から準備している復旧用資機材等を活用し、災害状況や設備の被害状況を把握した上で、電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施するが、病院等の医療施設や官公庁等の公共機関に対しては、優先的に復旧を行う。

③ 送電について

(a) 停電直後数分間のうちに、試送電を行い、電力供給設備及び需要家の受変電設備共に安全が確認されれば、送電を開始する。

(b) 電力供給設備又は需要家の受変電設備のいずれかに支障があれば、送電しない。そして、受変電設備に支障がある場合、引込開閉器により供給設備側と切り離し、受変電設備復旧工事完了まで送電しない。

(c) 需要家の受変電設備復旧工事が完了したときには、電気主任技術者（自家用電気工作物保安管理業者）の要請に基づき、立会協議の上、送電する。

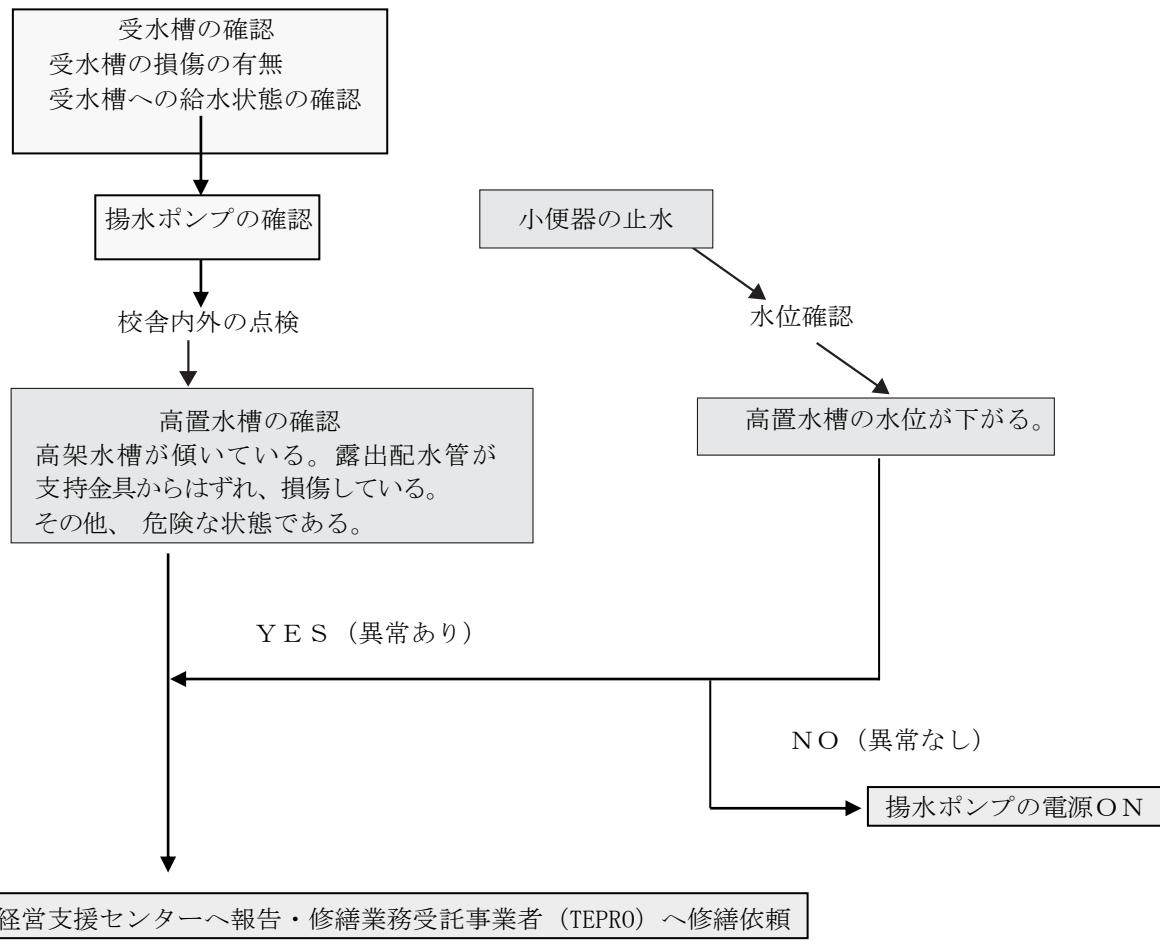
○ 特別支援学校全校への非常用発電設備の設置

- ・ 災害発生後、電力会社の送電線路が故障し停電した時に、この発電機からの電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための設備である。これらの要所には非常時に使用できるコンセントが設置してある。また、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてあるので、防災訓練等の機会に、点検をしておく。
- ・ 発電機は電力会社の電気が停電すると自動的に始動する（復旧すると自動的に停止する。）。
- ・ 発電機の運転可能時間は、学校によって異なることから事前に確認しておく。
- ・ 災害に備え、発電設備の定期点検整備、災害時用照明器具の点検及び使用訓練をしておく。
- ・ 医療的ケア児が在籍する学校では、災害時にも医療的ケアが実施できるよう別途、非常用電源の確保のため、発電機及び蓄電器を配備している。災害に備え、定期点検整備及び使用訓練をしておく。

(4) 上水道の点検等

ア 緊急対応

児童・生徒等・教職員に加えて、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。



学校経営支援センターへ報告・修繕業務受託事業者 (TEPRO) へ修繕依頼

教育庁都立学校教育部と復旧計画協議

イ 留意事項

- 受水槽や高置水槽内には相当量の水が貯留されており、この水は、諸般の状況により異なるが、発災時には、およそ2日間程度は飲料水として使用できる。
- 生徒・教職員用にペットボトルの水が3日分備蓄されている。また、災害時帰宅支援ステーション用にもペットボトルの水を備蓄している。この他、一時滞在施設に指定されている都立学校の中には一時滞在施設用としてペットボトルの水を備蓄しているところもある。
- 都立学校全校に配備しているろ水器は、プールの水をろ過して飲料水としても利用できる。
- プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- 水の利用方法については、避難所運営に当たる区市町村防災担当部局等の意向や給水車の配車計画等を考慮し、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- 受水槽以下給水管等の損傷に備え直接給水栓を設けている場合は、必要に合わせそれを活用する。
- 断水後給水が再開されたとき、赤水の発生が考えられるが、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場合は、水道局営業所、区市町村災害対策本部等に連絡し、指示を受け、対処する。
- 漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先（系統）を把握しておく。
- 受水槽に「緊急遮断弁装置」が取り付けられている場合は、地震を感知すると自動的に揚水泵への給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧の操作が必要である。このため、教職員は定期的に操作訓練を実施する必要がある。
- 全都立学校に「プール排水管緊急遮断弁装置」が取り付けられている。受水槽と同様に地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要である。

ウ 東京都水道局による水道施設復旧活動

次の方針に留意して復旧計画や復旧方針を作成する。

- (ア) 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設（以下「首都中枢機関等」という。）への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- (イ) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- (ウ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- (エ) (ア) を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

別表 <優先復旧一覧>

| 順 位 | 配 水 施 設 |
|-----|---|
| 1 | あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路) |
| 2 | あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管) |
| 3 | あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管のうち骨格となる路線) |
| 4 | 第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関(首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。)、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路) |

(注：以上の順位に入らない対象がある。)

第2 避難所等としての対応

避難所の設置及び管理運営主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ学校危機管理計画において定めてある避難所支援に関する運営計画に基づき、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にして、避難所の開設・運営に協力・支援に努める。(区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。)

大震災時には、区市町村からの要請に基づき都立学校250施設中217施設が避難所（特別支援学校は福祉避難所）として利用される。（令和6年4月現在）（別添資料3-4-1「都立学校の避難所指定に関する要綱」参照）。

なお、発災時刻や学校の状況によって、少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合も考えられるので、日頃から、地域、防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織、避難者（避難者自治組織）とともに、区市町村による避難所運営の協力に当たるようにする。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。都立学校は、こうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」の候補施設として指定を受けており、発災時には原則、最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。

あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合（原則として発災後4日目以降）には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、島しょを除く全都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民や帰宅困難者の受け入れに当たっては、受入人数の限度を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握し、十分な連携を取ることも必要である。

避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の概要については別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」のとおり。

1 概 要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた学校危機管理計画に基づき避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、基本的には、区市町村防災担当部局職員が担当する。しかし、発災初期の段階においては、区市町村首長部局職員による対応が困難な場合も想定されるため、教職員がリーダーシップをとることが期待される状況も想定される。

また、避難所の管理運営については、日頃から区市町村防災担当部局と十分な調整をし、区市町村防災担当部局、地域住民、学校それぞれの役割を明確にしておく。

なお、現在、避難所指定を受けていない学校においても、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下の項目に準じた対応が必要である。

（以下の項目については、避難所指定を受けていない学校を対象とした参考情報であるが、避難所指定を受けている学校においても、発災時に区市町村と連絡が取れず、学校による主体的な対応が必要な状況も想定される。そのような状況における対応について、区市町村と事前に協議していない場合には、参考にしてほしい。）

（1）避難所の開設

区市町村から避難所開設の要請に基づき、避難所を開設する。避難者の生命を災害から守るために、まず、避難所が安全な場所であることが最重要である。確認にあたっては、建物・設備・機械系の専門職の方がいる場合は協力を得るとよい。以下の項目等を確認し、区市町村の災害対策本部に連絡する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭など安全で広い場所で待機させる。

ア 建物周辺が安全か

- 地滑り、地割れ、液状化等
- イ 建物自体が安全か
- ・傾斜
 - ・床や柱の破損
 - ・火事やガス漏れ
 - ・天井落下の危険性
- ウ 建物の内部が安全か
- ・ガラスや照明器具の落下
 - ・足元の安全性
- エ 避難者が集まるだけのスペースがあるか
- ・避難スペース、本部、掲示スペースが使用可能か

教職員又は区市町村防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。乳幼児や高齢者、外国人の方などもわかるよう、立入禁止区域には、トラロープやカラーコーンなどで、近づけない工夫をする。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

(2) 災害時要配慮者等への配慮

避難所担当者は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）等を把握する。災害時要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

なお、災害時要配慮者等については、区市町村災害対策本部と連絡をとり、災害時要配慮者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができるときは、移送させる。

(3) ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努める。

ア 飲料水・生活用水の確保

発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を飲料水・生活用水に 使用する。また、地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。

※ろ水器は全都立学校に配備し、毎年点検委託しているので、あらかじめ配備場所及び取扱方法について確認しておく。

イ 電気・照明器具の確保

区市町村が情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認する。確保している場合は、発災当初において、配給するよう依頼する。

なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機を配備しているので活用する。校長は、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

太陽光発電設備のある都立学校では、停電時、自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電などの電源とすることが可能となる。また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。この機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、学校職員は、日頃から、その使用方法をマニュアル等で確認するなど

して、その操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

ウ 燃料（ガスなど）の確保

発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。

なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

エ 応急トイレの設置

水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を、水中ポンプ等を利用して使用する。（手洗いには使用しない。）なお、学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。

仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する（女性用と男性用は離れた場所に設置する。昼夜問わず安心して使用できる場所へ設置する。）。トイレが不足する場合、区市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレも使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合は、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分を素堀りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。

また、近年、新築・改築工事を行った都立学校では、学校敷地内にマンホールトイレを整備しており、断水時にも使用することができる。整備校においては、マンホールトイレの使用に当たって必要となる便器やテント等の備品を保管しておく。

なお、現在東京都では災害時のトイレ環境向上策の策定を予定している。応急トイレの設置等については、災害時のトイレ環境向上策の策定後は、そちらの計画も確認すること。

(4) 備蓄物資、救援物資等の配給

ア 備蓄物資の配給

避難所専用物資を備蓄してある学校では、区市町村と協議した上で、避難者に配給する。学校に食糧等が備蓄されていない場合は、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

イ 救援物資の受入れ

救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。

また、受入れ時は避難者に協力を求める。

ウ 配給方法の工夫

物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得て高齢者等の災害時要配慮者を優先するなど、配給方法を工夫する。

エ 備蓄物資の充実

校長は、発災時に混乱を生じることがないよう都立学校に避難所としての備蓄物資を配備することなど、避難所の運営主体である区市町村に対して避難所用の備蓄物資の充実を要請する。

※土砂災害や水害の被害が想定される地域では、保管場所を高層階にする等注意が必要

(5) 避難所医療救護所の設置

災害時には、多数の負傷者が発生することが予想されるため、東京都地域防災計画において、区市町村長は、避難所医療救護所を設置することになっている。避難所医療救護所では、医療救護班（医師、看護婦等で編成）により医療救護活動が実施される。原則として、急性期から慢性期まで開設する。

なお、状況に応じて、歯科医療救護班や薬剤師班が派遣される。

学校では、避難所となる場合に備え、事前に避難所医療救護所の設置される場所の情報を、区市町村から入手しておく。

ア 避難所医療救護所の設置場所 原則として、次の場所に避難所医療救護所を設置する。

- ・ 原則として500人以上の避難所
- ・ 二次避難所

イ 避難所医療救護所における医療救護班の業務内容

【おおむね超急性期まで】

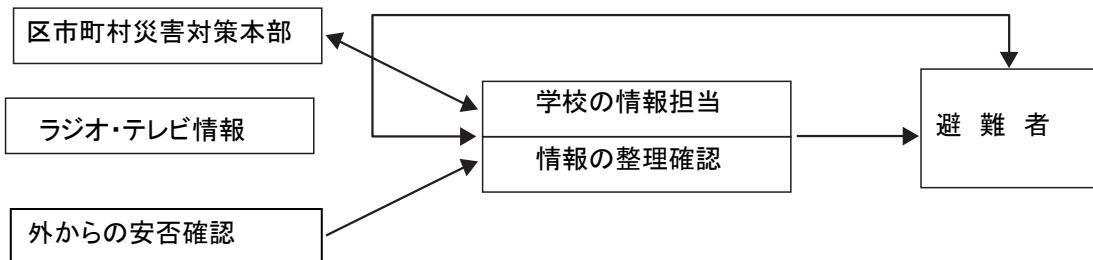
- ・ 病院がない地域に設置する避難所医療救護所
 - トリアージ
 - 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療
 - 受入可能な医療機関までの搬送
 - 中等症者・重症者に対する応急処置
 - 避難者等に対する健康相談
 - 助産救護

【おおむね急性期以降】

- ・ 巡回診療などを行う避難所医療救護所
 - 傷病者に対する治療
 - 避難者等に対する健康相談 など

(6) 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿（（7）参照）を作成・整理し、対応する。



ア 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の方法で正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供するとともに、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

また、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効である。停電時を想定して教職員が直接現場に出向くことや、事前に情報収集体制を整えておくことも考える必要がある。

大規模な地震が起きた後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

(情報内容・手段の例)

| 情 報 内 容 | 情 報 手 段 |
|-----------------------|--------------------------|
| 災害情報（余震情報、火災情報、津波情報） | ・インターネット ・防災無線、電話、FAX |
| 被害状況（地域、学校周辺、交通機関の状況） | ・テレビ・ラジオ ・電池式ラジオ |
| 救援物資の配給計画（避難所への到着予定等） | ・職員が徒歩・自転車を使う。 |

イ 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。

また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。

ウ 要配慮者への情報提供の工夫

必要に応じて、点字、音声コード、イラスト等を用いたり、漢字にはルビをふるなど、分かりやすい周知が必要。以下の事例を参考に、事前にどのような方法で情報提供するのがよいか検討しておく。

○ 乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的に、ゆっくり、やさしく、伝える。

○ 高齢者や外国人が理解しやすいように、表現を工夫する。例えば、高齢者には大きな文字を使い、外国人には、やさしい日本語を用いる。（外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられる。通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫する。）

(7) 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。過去の災害では、避難者名簿を用意していくながら、ライフラインの途絶によりパソコンから名簿を印刷できず、避難者の受付が混乱したという事例があった。帳票は、紙ベースでも用意しておく。

避難者名簿の掲示については、過去の災害事例では、避難所運営委員会だけでは、避難者・不明者の

安否照会に対応できず、掲示を行う場合もあった。様々な状況が想定されるため、取扱いや、公開する場合の情報、照会窓口等について、事前に想定しておくことが重要となる。避難者名簿を公開する場合には、希望者のみの掲示とするよう留意する。

また、避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受けるなど、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。名簿については避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意する。

避 難 者 名 簿

氏名の最初の50音(2文字)
例では「とう」

| | |
|---------|---------|
| 入所日 月 日 | 転出日 月 日 |
|---------|---------|

| | ふ り が な 氏 名 | 性 別 | 年 齢 | 住 所 | 避 難 所 区 域 | 注2) 承諾の有無 |
|---|----------------------|-----|-----|------|--------------|--------------|
| 例 | とうきょう たろう 東 京 太 郎 | 男 | 43 | △△・・ | 体育館 A区 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

注1：転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無）

注2：転出者の移転先住所・電話を記入する。外部からの移転先問合せに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。

なお、小中学校に在籍する児童・生徒等がいる世帯等については、必ず移転先を確認する。

移転先住所：

電話番号：

(8) 防災市民組織等との連携

発災初期においては、学校が対応する事項は多岐にわたるとともに、限られた人員によって対応することになる。

このため、教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得て、避難所の開設・管理運営業務の支援や初期消火活動に当たる。

(9) 避難者自治組織づくりの支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員、区市町村防災担当部局職員主体の運営から避難者自身などによる運営に移行させる。

ア 教職員は、避難者自治組織による運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。

イ 次に、避難者自治組織による運営の初期においては、教職員、区市町村防災担当部局職員も協力し、自治組織のリーダーと十分打合せを行いながら、運営する。

ウ 運営が軌道に乗ってくれば、避難者自治組織が主体的に運営し、教職員は側面的な支援を行う。

(10) 近隣の避難所指定を受けている施設との連携

発災時には、当初想定されている受入れ人数を超過した人数が避難してくる可能性もあることから、あらかじめ近隣の避難所指定を受けている施設（小・中学校、区市町村立の公民館等）と受入れ可能人数について協議をし、発災時には速やかに他の施設に誘導できる体制を整えておく。

(11) 一般のボランティアの受け入れ

ボランティア応援依頼の流れは、区市町村によって異なるため、自治体内でのボランティア活動調整の流れを平時から確認しておくことが重要である。

ア ボランティア受入窓口

○区市町村 ボランティア受入機関（区市町村災害ボランティアセンター）

イ 避難所となる学校

○ボランティア受入窓口 ・避難所支援担当等

○避難所支援担当等の業務 ・避難所業務の作業内容・分担等を調整する。

・ボランティア活動の円滑化に努める。

○留意点 ・避難所の運営が避難者自治組織に移行した場合は、ボランティアとの連携は避難所支援担当から避難者自治組織（ボランティア窓口担当）に移行させ、教職員は側面から支援する。

(12) 児童・生徒等のボランティア活動

「今回の震災では多くの一般ボランティアに混じって、避難者でいっぱいになった自分たちの学校や様変わりした街の惨状を前に『今の自分に何ができるか』を自らに問いつづけ行動を起こした中学生や高校生の『ボランティア』がいたことも忘れてはならないだろう。震災後、子どもたちは学校にやって来て、極めて自然な形で自分たちにできる避難所のさまざまな運営作業に関わっていたことが学校の報告からわかる。（中略）子どもたちは、避難所でのさまざまな奉仕作業への参加を通して、自分を生かすことが社会の人たちの役に立ちうる存在であることに気づいたことだろう。また、相手の立場に立ってものを考えることや自ら責任をもって行動することの大切さなど多くのことを学んだに違いない」（兵庫県教育委員会「震災を生きて」から）。

このように、災害時、児童・生徒等の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒等が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、児童・生徒等の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、以下のようなボランティア活動に児童・生徒等が進んで参加できるように努める。

また、児童・生徒等がボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられるが、東日本大震災での都内の学校では、中学校4校・高校8校で休息場所への誘導案内、備蓄食糧・毛布の配布等が生徒のボランティアとして活動した事例として報告された。

<参考>

災害発生後、児童・生徒等にできること～災害発生時のボランティア活動(例)

◎前提条件：児童・生徒等自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態であること。

| 学年 | ●避難所 ○自宅及び周辺 ○公共施設 |
|--------|--|
| 小学校低学年 | <ul style="list-style-type: none"> ●○ボランティアの人たちに元気に挨拶をする。 ●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。 ●○○自分より小さい子供たちと遊ぶ。 ●食事の容器を運んだり、片付けたりする。 ○○徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。 |
| 小学校中学年 | <ul style="list-style-type: none"> ●給水車の到着や救援物資の配給が始まるなどを知らせて回る。 ●避難場所の掃除や整理整頓を行う。 ●○○自分よりも小さい子供たちの世話ををする。 ●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物を選ぶ。）。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。 ○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする（簡易な清掃程度）。 ○○徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。 |
| 小学校高学年 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。 ●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子供の世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワーの掃除などを手伝う。 ●○炊き出しの手伝いをする。 ●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。 ●ペットの散歩を代行する。 ○近所の高齢者宅でできることを手伝う（洗濯、掃除、避難所との連絡）。 |
| 中学生 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。 ●○水や食料等や救援物資の配給を手伝う。 ●避難所の高齢者の健康状態を確認するために声をかけて回る。 ●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要配慮者に対して声をかけ、頼まれたことをする。 ●○小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。 ●○乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。 ●○米飯の炊き出しを担当する。 ●○○避難所や公共施設における情報（救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等）を近所の高齢者や障害者宅に届ける。 |
| 高校生 | <ul style="list-style-type: none"> ●○怪我をしたり体調を崩したりした人たちの介助をする。 ●避難所生活を維持するための様々な役割や仕事に対して積極的に参画する。 ●避難所子供会等を組織し、学習会やレクリエーションを企画し、避難所における子供たちの心身の健康の保持と式の維持に努める。 ●○○避難所周辺の瓦礫撤去や立ち入り危険箇所の表示など復旧活動に加わる。 ●高齢者や体調を崩した避難者の依頼を受け、買い物をしたり避難者の自宅の様子を見に行ったりする。 ○区市町村役所等の災害対策に取り組む公共施設で災害復旧ボランティア活動に参加する。 ●○行政関係者から正確な情報を得て壁新聞を作成したり避難所新聞を作成したりして情報提供を行う。 ●○避難所運営責任者の指示を受けて救援物資の配給、支援ボランティアへの指示、小・中学生の学習支援を行う。 ●○地震等大規模災害発生直後、延焼中の建造物に対する消火活動や負傷者の搬出、手当などできる範囲で救援活動に加わる。 |

学年が上がるにつれて、できる取組は広がり、主体性も増す。

(14) 語学ボランティアの受け入れ

区市町村災害ボランティアセンターを通じて、外国人災害時情報センターに東京都防災（語学）ボランティアの応援を依頼する。これを受け、外国人災害時情報センターは、区市町村災害ボランティアセンターを通じて東京都（防災）語学ボランティアの調整を行う。

(15) 負傷者への応急手当

大地震が起こった場合には、建物の倒壊や落下物などにより、多くの負傷者の発生が予想される。呼吸や心臓が止まって生命に関わる状態の負傷者や、救急車や救護班が到着する前に容体が急変する負傷者がいる。このようなとき、迅速・適切な手当をすれば命を救うことが可能になる。応急手当として、骨折ややけどなどの手当とともに、意識がない場合の手当の仕方、人工呼吸や心臓マッサージ、止血の要領を身に付けておく。また、AEDが公共施設等に配置されてきている。その取扱いに慣れておくことが大切である。

応急手当をしっかりと身に付けておくことは、社会人としての大切な務めでもある。

応急手当の手順

心肺蘇生の方法

(東京消防庁ホームページ)

【感染防止のために】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日々の生活の中で多くの不安を抱えていらっしゃることと思います。いざというとき、応急手当を行う方の感染を防止するため、以下の点に気をつけてください。

- ① 自分のマスクがあれば着用しましょう。
- ② 意識や呼吸の確認は、倒れている人の顔と応急手当を行う方の顔があまり近づきすぎないようにします。呼吸の確認は、胸とお腹の動きを見て行います。
- ③ 胸骨圧迫を開始する前に、倒れている人の口と鼻に、布やタオル、マスクなどがあればかぶせましょう。
- ④ 応急手当を行う方が複数いれば、一人は部屋の窓を開けたりして、室内の換気をしましょう。

●倒れている人が大人の場合

胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。

●倒れている人が子どもの場合

人工呼吸の訓練を受けており、それを行う意思がある家族等は、胸骨圧迫に加えて人工呼吸を行います。人工呼吸用マウスピース（一方向弁付）等があれば、活用しましょう。

◆救急隊に引き継いだ後は

- ① 口元にかぶせた布やタオル、マスクなどは、直接触れないようにして廃棄しましょう。
- ② 石けんを使い、手と顔をしつかり洗いましょう。
- ③ うがいをしましょう。

※ 119番通報後、救急隊が到着するまでの間に、災害救急情報センター勤務員や救急隊員が電話でアドバイスをすることがあります。

※ AEDの装着と使用については、これまでどおり変更はありません。

※これらの対応は、新型コロナウイルス感染症流行期の対応です。

1. 肩をやさしくたたきながら大声で呼びかける



2. 反応がない場合、反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3. 呼吸を確認する

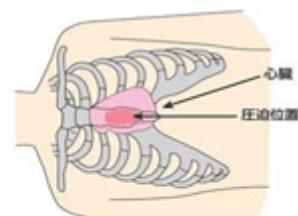


胸と腹部の動きを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか、10秒以内で確認します。

4. 普段どおりの呼吸がない場合、判断に迷う又はわからない場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行う



胸骨圧迫30回



胸骨圧迫は胸の真ん中

5. 訓練を積み技術と意思がある場合は、胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う

約1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を、2回吹き込みます。



人工呼吸2回

- 人工呼吸の方法を訓練していない場合
- 人工呼吸用マウスピース等がない場合
- 血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合

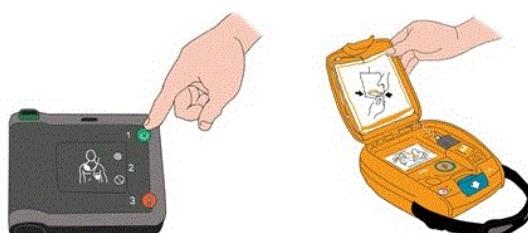
▼
人工呼吸を行わず、胸骨圧迫続けます。

※ 人工呼吸用マウスピース等を使用しなくても感染危険は極めて低いといわれていますが、感染防止の観点から、人工呼吸用マウスピース等を使用したほうがより安全です。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

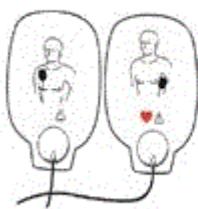
6. AEDが到着したら

まず、電源を入れる。



ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。

7. 電極パッドを胸に貼る



電極パッドを貼る位置は電極パッドのイラストのとおりに貼ります。
体が汗などで濡れていたら、タオル等で拭き取ってください。



※未就学児（おおよそ6歳まで）には未就学児用パッド（従来の小児用パッド）や未就学児用モード（従来の小児用モード）を使用します。未就学児用パッドが入っていない場合は小学生～大人用パッド（従来の成人用パッド）を使用してください。

8. 電気ショックの必要性は、AEDが判断する。



心電図解析中は、
傷病者に触れてはいけません。

9. ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。



ショックボタン

以後は、AEDの音声メッセージに従います。

心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のあるしぐさ（例えば、嫌がるなどの体動）が出現したり、普段通りの呼吸が出現するまで続けます。



<オートショックAED>
このマークがついているAEDは、心電図解析後にAEDが電気ショックが必要と判断した場合、自動で電気ショックを行います。

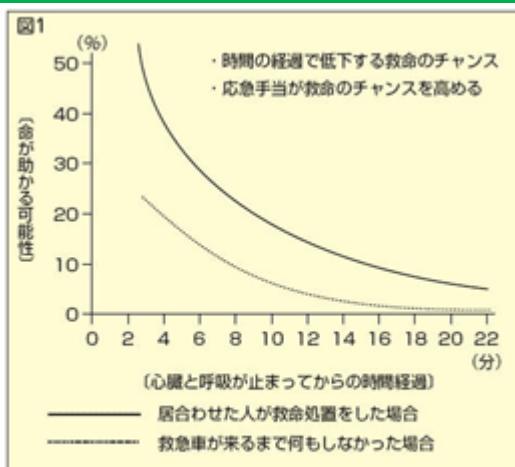
(画像提供：JEITA 電子情報技術産業協会)

新しいガイドラインに基づき改正されたのは下の表のとおりです。

令和4年12月1日改正

| | 改正前 救急蘇生法の指針（2015）に準拠 | 改正後 救急蘇生法の指針（2020）に準拠 | | |
|-----------|---|---|-------|--------------------------|
| 通報 | 反応がないと判断した場合、又は反応があるかどうか迷った場合には、直ちに大声で助けを求め、119番通報とAEDの搬送を依頼する。 | 反応がない場合、 <u>反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は</u> 、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する。 | | |
| 胸骨圧迫開始の判断 | 普段どおりの呼吸が見られない場合、又はその判断に自信が持てない場合は胸骨圧迫を開始する。 | 普段どおりの呼吸がない場合、 <u>判断に迷う又はわからない場合は</u> 胸骨圧迫を開始する。 | | |
| AED | 小学生以上 | 成人用モード又は成人用パッド | 小学生以上 | 小学生から大人用モード又は小学生から大人用パッド |
| | 小学生未満 | 小児用モード又は小児用パッド | 小学生未満 | 未就学児用モード又は未就学児用パッド |

救命の可能性と時間経過



救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が応急手当を行うことにより、救命の可能性が高くなります。

心肺蘇生のまとめ

| | | |
|------|-----|---------------------------|
| 胸骨圧迫 | 位置 | 胸骨の下半分 (目安は胸の真ん中) |
| | 方法 | 両手 小児：両手又は片手 乳児：指2本 |
| 人工呼吸 | 深さ | 約5cm (小児・乳児は胸の約3分の1) |
| 人工呼吸 | テンポ | 100回～120回／分 |
| 人工呼吸 | 量 | 胸の上がりが見える程度 |
| | 時間 | 約1秒 |
| | 回数 | 2回 |

胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせは30：2

応急手当の方法は、さまざまな研究や検証を重ね、原則5年に1度、より良い方法へ改正されています。新たな応急手当の方法は、今までの方法を否定するものではありません。大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができることを行う」ことです。

緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日頃から応急手当を学び、身につけておきましょう。

出血の止血方法

直接圧迫止血法

基本的な止血方法で、ガーゼ・タオルなどで圧迫します。

殆どがこの方法で止血しますが、足りない場合はガーゼ・タオルを更に重ね、両手で圧迫します。



人間の血液量は体重の**約7～8%**です。(例:60kgの方は**約5Lの血液量**)

急激に血液量の**20%**を失うと**ショック症状**が出現し、急激に**30%**を失うと生命に危険を及ぼします。

ショック症状の特徴

- ① ぼんやりした表情 ②冷汗 ③皮膚が青白く、冷たい ④弱く速い脈拍



2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応

＜参考＞この後の記述は、次の項目が、次の順序で掲載されている。

| | | |
|--------|-------------------|----|
| 発災時の区分 | 児童・生徒等在校時の発災 | →① |
| | 夜間・休日等の発災 | →② |
| | 教職員が出勤途上又は帰宅途中の発災 | →③ |

(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応

| 行動時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む。) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|------|--|--|--|
| 発災直後 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校災害対策本部のうち他の係への応援要員（避難所支援担当要員） ○避難所支援担当の編成 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> あらかじめ定めた校庭・屋上避難スペースを区割りする。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等スペース ・負傷者スペース ・高齢者等スペース ・一般避難者スペース </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> [学校災害対策本部] <ul style="list-style-type: none"> ・本部は、地震の状況、火災等の情報を収集し、状況により（広域）避難場所への避難を指示する。 ・校舎・体育館などの安全確認や危険箇所等について立入禁止の表示をする。 ・全ての校舎等が危険で利用できない場合は、校舎等を立入禁止とともに、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。 ・校長は、保護者等に児童・生徒等の保護スペースの所在を知らせるための表示をする。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> • 出火の場合は避難者の応援も得て初期消火に当たる。 </div> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> ○総務・情報担当（避難所支援班） <ul style="list-style-type: none"> ○校庭に避難所運営本部を設置する。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> ○避難所担当（避難所支援班） <ul style="list-style-type: none"> ○校門の鍵を開ける。 ○地域住民を校庭の避難スペースに誘導する。 ○校舎、体育館には立ち入らないよう注意し、校庭で待機させる。 ○負傷者、災害時要配慮者等を掌握する。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等が校庭又は屋上に避難する。 <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○一次避難終了後 <ul style="list-style-type: none"> 携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用して、保護者に安否情報を伝える。 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が学校に避難し始める。 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲で児童・生徒等も避難所への誘導等、避難所の運営補助に当たる。 </div> |

| 行動時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|-------|--|--|---|
| 発災直後 | <p>○区市町村防災担当部局職員が避難所に派遣されるまでの間は、教職員が主体的に運営に当たる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決める。 ○避難所とする体育館、和室等や保健室の破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。 ○防災市民組織及び避難者等の中から避難所業務に従事できる方の協力を依頼する。 <p>[救護・衛生担当（救護班）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救護スペースを確保する。 ○校庭にテントを設営し、仮に収容する。 ○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。 ○重症者等を避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。 ○軽症者への応急手当をする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災市民組織等が避難所業務に従事する。 <p>○可能な範囲で、児童・生徒等も高齢者や負傷者の介助の補助に当たる。</p> |
| 避難所開設 | <p>○担任等は、児童・生徒等を校内避難スペースに誘導（避難者の誘導と混乱しないよう児童・生徒等を先に誘導）する。 なお、児童・生徒等の安全を確保するため、避難所スペースとは別の場所で児童・生徒等を保護する。</p> | <p>[避難所担当（避難所支援班）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所を開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への避難所スペースを確保する。 ・避難者を体育館等に誘導する。 ○学校施設利用計画に基づき避難所スペースを順次開放する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難者は体育館に避難する。 |

| 行動時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|-----------|---|--|---|
| 避難所開設 | <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村防災担当部局職員が避難所に到着する。 ○区市町村防災担当部局職員と教職員との役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。 | <p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村災害対策本部へ避難所開設を連絡する。 ○避難者に避難者名簿用紙を配布、回収し、整理する。 ○避難者への情報を提供する。 <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレ、ごみ集積場所を設置する。 ○避難所内での生活ルールを掲示する。 <p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所専用備蓄品を配給する。 ○飲料水を配給する。 <p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室等に応急的な学校内の救護所を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難者は避難者名簿に記入する。 |
| 発災当日から2日目 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の状況により、活動可能なボランティアを募る。 | <p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資受入れスペースを確保し、物資を受入、分類、管理、配給する。 <p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害状況を把握する。 ○区市町村災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。 ○外部からの避難者の安否確認等に対応する。 ○区市町村災害対策本部へ連絡し、高齢者等の二次避難所への移送手続きをとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒が避難所運営に関するボランティア活動に従事する。 |

| 行動時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|-----------|--|--|---|
| 発災当日から2日目 | <ul style="list-style-type: none"> ○校内で保護している児童・生徒等の心理的不安に対し、指導を図る。(心のケア) ・児童・生徒等の心身の健康への対応を行う。 ・担任教員等と連携した健康観察と相談活動を実施する。 ○応急教育の見通しを検討し、教育計画の作成に着手する。 | <p>[救護・衛生担当 (救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所に避難所医療救護所が設置された場合、協力する。 ○トイレ、ごみ集積所の衛生管理を支援する。 ○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。 <p>[避難所担当 (避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営会議の運営を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難者自治組織による運営会議が発足される。 ○避難者運営会議主体による避難所業務が開始される。 |
| 発災後3～6日目 | <ul style="list-style-type: none"> ○発災後3日目頃から、教職員、区市町村防災担当部局職員による避難所運営から、区市町村首長部局職員、避難者自治組織、ボランティアによる運営へ移行させていく。 ○発災後5日目頃から、区市町村災害対策本部と避難所閉鎖について協議をする。 | <p>[総務・情報担当 (避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者運営会議による配給、清掃、環境衛生活動等の避難所業務を支援する。 <p>[避難所担当 (避難所支援班)]</p> <p>[区市町村防災担当部局職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを受け入れる。 ○ボランティア代表者の選出や避難所業務の作業内容・分担等の支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等、保護者に応急教育の開始時期、内容・方法等を周知する。 ○ボランティアの人々が応援に来所し、避難所業務に従事する。 |
| 発災後7日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> ○都立学校の場合、避難所の開設期間は協定では1週間としていることから、原則閉鎖となるが、事情により延長することもある。この場合、区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織、ボランティア等による運営に移行する ○教職員は応急教育計画を準備する。 | | |

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応

| 行動時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|------|---|---|---|
| 発災直後 | <ul style="list-style-type: none"> ○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。 ○携帯電話等を活用して、学級担任が児童・生徒等の安否確認をする。 ○避難所支援担当を編成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体的に運営する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合には校門の鍵を開ける。 ○避難者を校庭に待機させ、校舎、体育館に立ち入らないよう注意する。 ○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織のリーダーは、地震の状況、火災等の情報を収集し、広域避難場所への避難に備える。 ○学校危機管理担当者または地域緊急連絡員は、校長等に学校の状況等を連絡する。 ○避難所運営本部を設置する。 ○避難者の中からボランティアを募る。 ○出火の場合は、防災市民組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> [救護・衛生担当（救護班）] ○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難者が学校へ避難し始める。 ○児童・生徒等は保護者と共に避難をする。避難所に落ち着いた所で、学校に安否、所在地等を報告する。 ○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。 ○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し、初期消火に当たる。 |

| 行動 時期 | 校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む) | 避難所運営の動き | 児童・生徒等、 避難者等の動き |
|----------|--|--|--------------------------------------|
| 発災直後 | <p>○教職員は、校舎等の施設の安全を確認する。避難者等に協力を求める。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</p> | <p>○重症者等を避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p> <p>○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。</p> <p>[避難所担当（避難所支援班）]</p> <p>○危険箇所は立入禁止を表示する。</p> <p>○避難所とする体育館、和室や保健室等を整理、清掃し、避難所として使用可能な状態にする。</p> | <p>○避難者は教職員に協力し、校舎、体育館等の安全確認を行う。</p> |
| 避難所開設 | 以下、106ページ以降の「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。 | | |

(3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

| |
|--|
| <p>1 教職員が出勤途上に発災した場合</p> <p>(1) 出勤途上の教職員は、所属校へ向かう。</p> <p>(2) 出勤後の対応は、106ページの「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準ずる。</p> |
| <p>2 教職員が帰宅途中に発災した場合</p> <p>(1) 帰宅途中の教職員は、所属校に戻るように努める。</p> <p>(2) 戻った後の対応は、110ページの「(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応」に準ずる。</p> |

3 一時滞在施設としての対応

(1) 一時滞在施設の概要（別添資料2－14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照）

一時滞在施設とは、首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことである。

指定を受けた都立高校は帰宅困難者を3日間程度受け入れることとなる。

なお、一時滞在施設に指定された施設向けに、東京都総務局総合防災部が「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）」を作成しているので、発災時の運営及び平時からの準備等については、運営マニュアルを参照のこと。

〈東京都防災ホームページ〉

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1005196/1006591.html

以下、概要のみ記載する。

(2) 一時滞在施設の備蓄等の状況

一時滞在施設となる都立高校については、各都立高校で受け入れ可能な人数（※）に対応するために、食糧、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等が備蓄される（総務局総合防災部が整備）。

備蓄スペースが確保できない都立高校については、総務局総合防災部が設けた倉庫に備蓄され、発災後、各都立高校に配達される。

また、通信手段を確保するため、MCA無線機、特設公衆電話及びWi-Fiが整備されている。

※受入可能人数 = 受入施設の面積（m²） ÷ 1.65 m² (3.3 m²に2人)

(3) 人的な対応

一時滞在施設に指定された都立高校においては、以下の役割が求められる。

- ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- イ 水や食糧や飲料水、ブランケットなどの支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

(4) 運営の準備（平常時）

ア 学校危機管理計画の策定

イ 運営体制の取決め

ウ 一時滞在施設の管理運営体制

- ① 管理責任者（ヘッドクオーター）の選任
- ② 班の編成

エ 受入れのための環境整備

- ① 平時からの施設の安全確保
- ② 記録・帳票の整備
- ③ 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備
- ④ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fiアクセスポイントなど）
- ⑤ 備蓄品の確保・管理・使用
- ⑥ 衛生管理
- ⑦ 施設の区域設定

- ⑧ 非常用電源設備等の確保
- ⑨ 防災関係者連絡体制の整備

オ 訓練における定期的な手順の確認

- ① 自衛消防訓練にあわせた実働訓練
- ② 駅前滞留者対策訓練等自治体主催の訓練への積極的参加
- ③ 総合防災部主催の情報連携訓練（通信訓練）への参加
- ④ 訓練結果の計画への反映

カ 近隣の施設等への周知

近隣の避難所指定を受けている施設等（小・中学校や区市町村立の公民館等）に対して、自校が一時滞在施設に指定されていることを周知し、近隣施設から速やかに帰宅困難者を誘導できる体制を構築する。

(5) 一時滞在施設の運営（発災時）

ア 開設の判断

施設管理者は、都の帰宅困難者受入準備の呼びかけ（運営マニュアル参考資料5）により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。開設することを決定した場合は、速やかに帰宅困難者対策部門にその旨を報告する。その後も開設状況について定期的に報告する。

イ 開設できない場合の対応

施設管理者は、建物の安全や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合、速やかに帰宅困難者対策部門にその旨を報告する。また、施設管理者は、一時滞在施設として開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う（運営マニュアル参考資料7）。

ウ 開設・運営の流れ（総括）

地震発生からの経過時間に応じて、目標とする一時滞在施設の運営の流れは、概ね、別添資料2－16「一時滞在施設運営のフロー図」のとおりである。なお、フロー図は標準的な例を示したものであり、地震の規模、各施設の実情等により適宜柔軟に対応することが必要である。

(6) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の区域設定
- ウ 職員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- エ 一時滞在施設であることの表示、施設利用案内の掲示
- オ 電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 都への一時滞在施設の開設・運営状況報告

(7) 帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用スペースの設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ウ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルールの周知
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の帰宅困難者対策部門への報告

(8) 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）

ア 施設滞在者も含めた施設の運営

イ 公共交通機関の運行再開や、搬送手段等に関する帰宅支援情報の提供 情報班は、掲示板等で公共交通機関の運行再開情報、道路の被害状況などを随時、提供し、施設滞在者が帰宅する時期を判断できるよう支援していく。

(9) 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

ア 一時滞在施設閉設の判断

イ 帰宅支援情報の提供

ウ 受入者の帰宅誘導

4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応（別添「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照）

(1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設がその役割を担う。災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ情報等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

災害時帰宅支援ステーションとして、島しょを除く全都立学校が指定されている。また、都是、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するなど、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

学校は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、教員等が安全に帰宅できることを確認し、学校内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により生徒、一時滞在者等の帰宅を開始する。その際、学校近隣住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制となるため、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となっているが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて帰宅困難者の支援にあたることを想定しておく。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状（都立学校）

ア 飲料水ほか

災害時帰宅支援ステーション用に飲料水を備蓄している。この他、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変える「ろ水器」を設置している。ろ水器の機能は1時間当たり2,000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。

非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。

このほか、携帯用トイレを備蓄している。

イ セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セットを全都立学校に配備している。一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。セルフケアセットは東京都保健医療局からの寄託であり、通常、年に一度、期限切れとなっている医薬品等の更新を保健医療局が契約締結した業者が行っている。使用期限の切れた医薬品等は、変質している可能性があるため使用しないこと。

(3) 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として全都立学校に非常用発電機を設置している。また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。

非常時の対応として、これを一時滞在施設にも活用する。

(4) 人的な対応

都立学校教職員は避難所の開設と運営に協力することになっている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員が、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が協力して運営していくような態勢づくりを整えておく必要がある。

(5) 災害時帰宅支援ステーションの今後の取組

ア 学校危機管理計画の策定

学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関する役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒等の安全確保に当たることが第一であるが、あわせて都民に対して果たすべき役割を担うため、災害時帰宅支援ステーションを開設・運営する。

なお、学校危機管理計画の策定においては、限られた人員を効率的に配するように工夫し、避難所支援班のうち災害時帰宅支援ステーション運営担当を明記するとともに、その役割を明確化しておく。

イ 訓練の実施

東日本大震災の対応と教訓を踏まえるとともに学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合の災害時帰宅支援ステーションの運営を想定した教職員の訓練を実施していく必要がある。

ウ 職員の対応

初動態勢については、職員は勤務校に参集する。たとえ休日・早朝・夜間であっても、震度6弱以上の震災が発生すれば、何らの連絡が無くても、全職員が勤務場所に参集することが求められている（自動参集）。深夜の発災では帰宅困難者の数は少ないが、学校の施設設備の安全点検とあわせて対応することが必要である。その際は学校危機管理担当者を複数名指定しておき、真っ先に学校に参集し、学校施設の開錠等に当たり、開設準備を行う。その際、地域緊急連絡員にも協力を求めていく。

エ 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

島しょを除く全ての都立学校は災害時帰宅支援ステーションに指定されていることから、大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁災害対策本部からの指示を待つまでもなく校長の判断で速やかな開設が求められる。開設後、円滑に運営するためには、事前に案内板や案内チラシを用意しておくとともに、学校危機管理計画において収容スペース・立入禁止区域の設定、避難所支援班・救護班・食糧班の役割等を決定しておかなければならない。

災害時帰宅支援ステーションを開設した場合には、正門付近に案内板を設置するとともに、保護している児童・生徒等数を所管の学校経営支援センターに報告する。また、帰宅困難者に案内チラシを配布し、水・トイレ・沿道情報等を提供する一時立ち寄り施設であり、一時滞在施設又は避難所とは異なることを周知して、近隣駅等の案内図を情報提供して、徒步帰宅を支援する。

帰宅困難者の誘導先として、基本的には、校庭や校舎の一部（管理室、特別教室を除く。）を充て、避難所への避難者には体育館、一時滞在施設として武道場を充てるというように、事前に災害時帰宅支援ステーションと避難所等の収容先のある程度の振分けを行っておく。

なお、交通機関等が回復し、児童・生徒等が帰宅し、帰宅困難者が不在となったら、校長の判断で災害時帰宅支援ステーションを閉鎖（閉鎖に当たっては、本庁及び学校経営支援センターと連携・調整する。）し、利用者数とともに学校経営支援センターへ報告する。

5 応援態勢

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たり、教職員の人員不足が見込まれる場合は、学校経営支援センターに応援職員の派遣を求める。

派遣要請を受けた学校経営支援センターは、管轄する都立学校の状況を把握した上で、必要に応じて本庁への派遣要請を行い、応援職員の派遣を調整する。

6 ボランティアの活用等

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たっては、都が指定している広域ボランティア拠点、区市町村ボランティア拠点等に救援を依頼、活用を図ることも有効である。加えて、帰宅困難者等のマンパワーの活用も考えていく。